平成２７年（フ）第５５号
大阪府八尾市恩智南町２丁目95番地の５、開始決定時の住所香川県高松市郷東町156－５レオパレスメーテルベ107
破産者　西辻　　靖
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２６７号
奈良県香芝市良福寺668番地18
破産者　萩原　康男
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第３８号
奈良県磯城郡田原本町大字阪手359番地の１ハイツビサイド田原本105号室、開始決定時の住所奈良県磯城郡田原本町大字保津９番地の10
破産者　濱田　政治
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第６３号
川崎市中原区上平間1264番地１　レインボーの家上平間　203、開始決定時の住所川崎市川崎区桜本２丁目４番12号
破産者　池田　英明
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２２１号
川崎市幸区中幸町１丁目43番地10、前住所川崎市幸区中幸町４丁目12番地３　モナーク川崎　404
破産者　山岡　由美
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第８６号
福井県越前市三ツ屋町第10号23番地の18、旧住所福井県越前市府中２丁目３番22号
破産者　尾山裕美子
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８８号
福井県越前市三ツ屋町第10号23番地の18、旧住所福井県越前市府中２丁目３番22号
破産者　尾山ヨシ子
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５２６号
名古屋市東区泉１丁目21番18号　ヴァンキッシュ804号、開始決定時の住所名古屋市守山区小幡千代田６番３号　ダイナース千代田橋903号
破産者　岡本紀夫こと　岡本　**紀**夫
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３３号
新潟県新発田市緑町１丁目２番14号、破産手続開始決定時の住所新潟県新発田市新富町２丁目６番５号
破産者　松尾　　進
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第２７２号
金沢市中村町20番14号
破産者　服部　昭一
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７４号
静岡県富士市今泉3554番地の６　サンガーデン・マミーＢ－201、開始決定時の住所静岡県富士市水戸島１丁目３番16号
破産者　村松　春江
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第５１号
愛媛県今治市河南町３丁目６番20号　レジデンス河南205号
破産者　**溝**口　和司
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第２９０号
鹿児島県日置市吹上町湯之浦2378（外科馬場病院）、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市唐湊４丁目20番15号
破産者　井上　　格
法定代理人成年後見人　井上　　周
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第１６４号
鹿児島県日置市伊集院町郡2405番地３　節政借家Ｇ棟
破産者　住吉　あや
1　破産債権の届出期間　平成28年11月15日まで
2　一般調査期日　平成29年１月５日午前10時
平成28年10月25日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３０７号
熊本市南区御幸笛田７丁目４番22号
破産者　吉岡　宣昭
1　破産債権の届出期間　平成28年11月16日まで
2　一般調査期日　平成28年12月７日午前10時30分
平成28年10月26日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６号
大阪府貝塚市橋本106番地４－４棟204号、前住所大阪府貝塚市橋本855番地
破産者　藤野　八郎
1　破産債権の届出期間　平成28年11月24日まで
2　一般調査期日　平成29年１月16日午後２時30分
平成28年10月24日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３３０１号
大阪市西区北堀江４丁目８番１号奥野ビル１階
破産者　株式会社アサヒ
1　破産債権の届出期間　平成28年11月25日まで
2　一般調査期日　平成29年１月23日午後２時
平成28年10月25日
大阪地方裁判所第６民事部